

■ 「建築物」として扱わない例 [つづき]

10 リサイクル品回収コンテナ等 (令3. 4)

次の各号に該当するリサイクル品の回収コンテナ及び回収ボックスは、物品を回収する容器と判断し貯蔵槽に類する施設として、建築物として扱わない。

- ① 地域住民が排出するリサイクル品（新聞、雑誌、段ボール、ペットボトル、缶等）に限定して回収するもの
- ② 車両、クレーン等によって随時、かつ、任意に移動することができるもの
- ③ 人が内部に立ち入らず、外部からリサイクル品を投入する使用形態のもの。ただし、回収者がリサイクル品の回収又は清掃のみにおいて立ち入ることは、この限りでない。
- ④ 面積が10㎡以下のもの
- ⑤ 最高の高さが2.3m以下、かつ、奥行きが2m以下のもの

(注) 設置及び管理に関しては、安全上、防火上、衛生上などに対して、十分に配慮するものとする。

- 【参考】
- ◇ 屋根を天幕、ビニール等でふいた建築物（昭37住指発86）
 - ◇ 法第2条第一号の建築物の解釈（昭38住指発28）
 - ◇ 仮設トイレの建築基準法上の取扱いについて（平16国住指1551）
 - ◇ コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いについて（平23国住指4933）
 - ◇ パワーコンディショナを収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（平24国住指4253）
 - ◇ 蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（平25国住指4846）
 - ◇ 水素スタンドに設置する圧縮機等を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（平27国住指1445）
 - ◇ 太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて（平23国住指4936）
 - ◇ 農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについて（平26国住指3762）
 - ◇ 小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（平27国住指4544）
 - ◇ 小規模な倉庫の取扱いについて（平成28.3特定行政庁等連絡会）

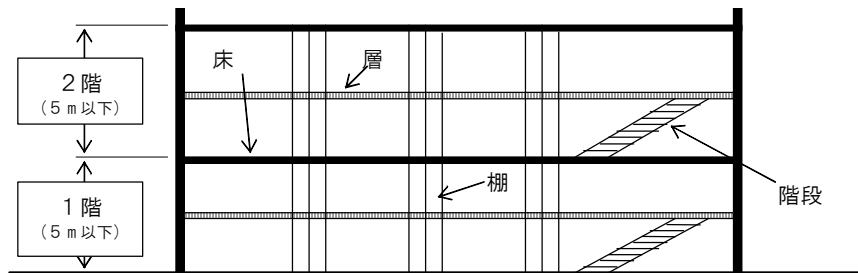
■ 「床」の取扱い（平15.10 [改正]平22.12 令3.4）

(1) 建築物の床部分にエキスパンドメタル等のような材料を使用した場合、次の各号の一に該当する場合は、建築基準法上の「床」としては取り扱わない。

- ① キャットウォーク又は工場の保守点検用の通路等で幅が1 m程度のもの
- ② 建築設備の架台等で小規模なもの

(2) 図書館(学校の図書室を含む。)の屋内に設ける積層式書庫については、次の各号に該当するものに限り、その床版(層)を建築基準法上の「床」としては取り扱わない。

- ① 書架が設置される周囲の壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造とする。
- ② 主要構造部以外の構造部分(床版(層)、棚、階段等)は、全て不燃材料とする。
- ③ 書架が設置される部分の階高は5 m以下とする。



(3) 避難等のみを使用するようなバルコニー等（床面積に算入されない場合で、当該部分が原則不燃材料で造られたものに限る。）は、建築基準法の「床」としては取り扱わない。ただし、次に規定する避難上有効なバルコニー等は建築基準法の「床」として取り扱う。

- ① 令第121条第1項第三号及び同項第六号
- ② 令第121条第3項
- ③ H27国交告第255号第1第三号イ及び同号ロ(1)

なお、日常的に人が利用するバルコニー及びバルコニーの下部を屋内的用途等に使用し、バルコニーを屋根代わりに使用するものは、原則として建築基準法上の「床(屋根)」として取り扱う。

■ 体育館の移動観覧席の取扱い（昭57.9 [改正]平15.10）

体育館の移動観覧席は「床」とは見なさない。

【参考】 ◇避難上有効なバルコニー等の構造（建築物の防火避難規定の解説 2016（日本建築行政会議）P.47）